

正 誤

令和六年四月十二日（号外第九十四号）公布財務省令第三十六号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

$(3) \geq 0.01$ 、 $(1) > (2)$ 又は $(1) = (2) = 0$

は

$(3) \geq 0.01$ 、 $(1) > (2)$ 又は $(1) = (2) = 0$

を

三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

「適用年度の月数」及び「適用年度の月数」を「適用年度の月数」及び「前事業年度の月数」に改定する。